

# さいたま市放課後子ども居場所事業と 放課後児童クラブの整備に係る基本方針

令和8年3月

さいたま市

## 1 基本的な考え方

こどもまんなか社会の実現に向け、利用を希望する全ての児童に安全・安心な放課後の居場所を提供するために、放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業により本市の放課後児童対策を実施し、喫緊の課題である待機児童の早期解消に取り組む。

## 2 本市の課題

### (1) 待機児童(※)の解消

本市では、共働き家庭の増加や子育て世代の社会増等により、放課後児童クラブの利用ニーズが増加している。しかしながら、民設放課後児童クラブを開設する物件の確保が困難なことなどもあり、利用ニーズの増加に整備が追い付いておらず、待機児童の解消は喫緊の課題となっている。

### (2) 保護者負担の軽減

NPO法人が運営する民設放課後児童クラブの中には、クラブを利用する保護者が運営に携わっているクラブが約半数を占めており、クラブを開設するための物件探しやクラブ運営に係る事務などの保護者負担の軽減が課題となっている。

### (3) 多様なニーズへの対応

社会情勢の変化に伴い、保護者の働き方も多様化している。夏休みなど長期休業中のみや短時間の利用といった放課後の居場所に対する多様なニーズへの対応が課題となっている。

#### ※待機児童の定義

本市では公設放課後児童クラブに申し込んだが利用できなかった児童のうち、民設放課後児童クラブを利用していない児童数から民設放課後児童クラブの定員の空き数を除いた人数としている。なお、本市の放課後児童対策を実施するにあたっては、公設放課後児童クラブの申し込みの有無に関わらず放課後児童クラブの利用を希望する全ての児童を対象とすることとする。

## 3 課題に対する施策

### (1) 待機児童の解消

放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に実施する「放課後子ども居場所事業」の導入を基本方針とし、早期に放課後子ども居場所事業の導入が困難な学区については、民設放課後児童クラブの整備により対応する。

### (2) 保護者負担の軽減

放課後子ども居場所事業の導入と民設放課後児童クラブへの支援の拡充により、保護者負担の軽減を図る。

### (3) 多様なニーズへの対応

放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業の実施により、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるよう支援する。

#### 4 整備方針

##### (1) 放課後子ども居場所事業

- ア 令和8年度から本格実施とし、令和6年度及び令和7年度モデル事業の検証結果を踏まえながら、市域全体へ実施校を展開する。
- イ 待機児童の生じている学区もしくは待機児童が生じることが見込まれる学区から優先的に導入する。
- ウ 保護者会が運営する民設放課後児童クラブが設置されている学校においては、保護者負担軽減の観点から、保護者会の意向も踏まえながら導入する。
- エ 放課後子ども居場所事業には、事業の拠点となる専用室が、学校内や近隣地に必要となるため、学校内または近隣地に専用室となる放課後児童クラブ室がない学校は、専用室に転用可能な余裕教室等の確保が可能な学校から導入する。
- オ リフレッシュ工事の基本計画が策定済みである学校については、学校運営への影響や児童の安全な動線の確保の観点から、工事期間が終了後に導入する。

##### (2) 民設放課後児童クラブ

- ア 放課後子ども居場所事業を早期に導入できない学区に限り、民設放課後児童クラブを整備する。

#### 5 民設放課後児童クラブへの支援

- (1) 放課後児童対策の受け皿の一つとして支援する。
- (2) 国の補助制度に対応し、委託実施基準の見直しを適切に行うことにより、民設放課後児童クラブの運営の更なる安定化を図る。
- (3) 放課後子ども居場所事業の導入に伴う民設放課後児童クラブへの影響に対して、以下のとおり支援を行う。

##### 【運営継続のための支援】

- ・入室児童数減少に伴い減少した利用料及び委託料に対する支援  
(放課後子ども居場所事業導入初年度分)
- ・継続するクラブと統合する際に生じる、賃借物件の原状回復費用に対する補助  
(放課後子ども居場所事業導入から3年以内)
- ・施設規模を縮小するための移転費用に対する補助  
(放課後子ども居場所事業導入から3年以内)

##### 【その他の支援】

- ・放課後子ども居場所事業導入に伴い廃止する公設放課後児童クラブの学校敷地外専用施設の貸与
- ・経験豊富な放課後児童支援員等を放課後子ども居場所事業や他の民設放課後児童クラブの運営事業者へ紹介
- ・長期契約物件で運営する民設放課後児童クラブがある学区については、放課後子ども居場所事業導入時期を配慮する。

## 6 安全・安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応

関係法令に定める基準に従い適切な人員の配置や専用区画面積の確保、設備・備品等の整備、安全管理体制の構築等に取り組む。また、放課後子ども居場所事業や放課後児童クラブで働く放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行う。さらに、国の動向を注視し、制度改正等に適切に対応していく。

## 7 待機児童の解消

放課後子ども居場所事業の導入と民設放課後児童クラブの整備・運営により、さいたま市総合振興計画実施計画の目標である令和8年4月の待機児童を150人まで減少させ、令和10年4月に待機児童ゼロを達成することを目標とする。

## 8 その他

各事業の実施にあたっては、子ども、保護者、事業者、関係機関等の意見を聴く機会を設け、それらの意見を勘案しながら、各事業を推進する。

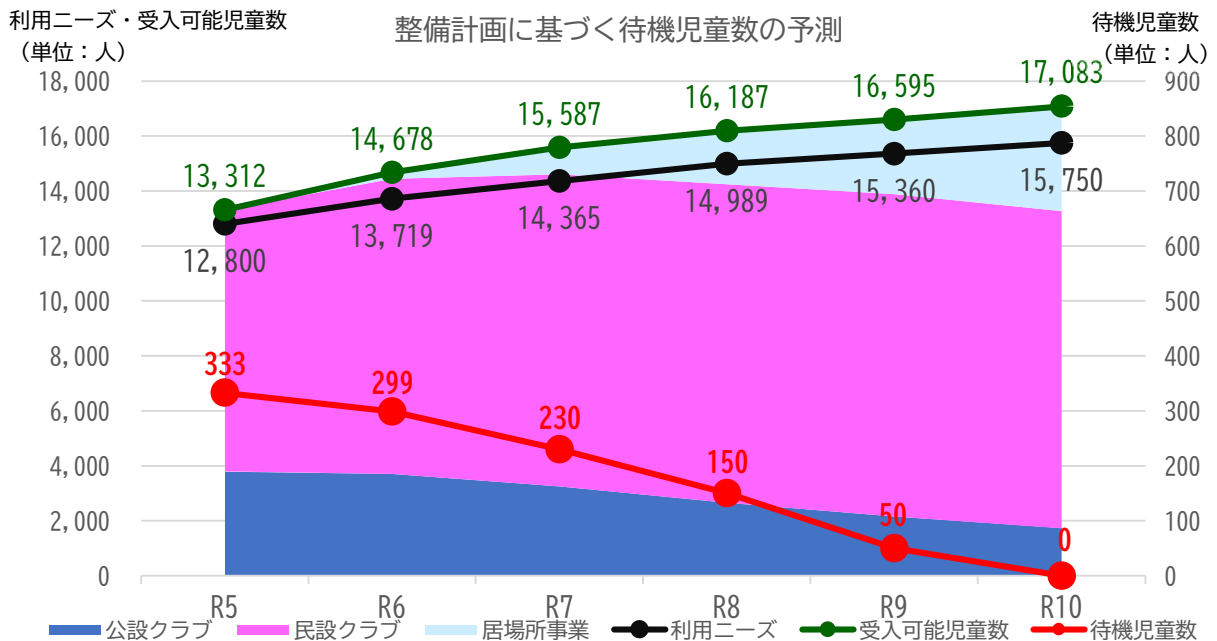
また、各事業の実施状況に応じて、適宜本方針の見直しを行う。

## 【別添資料】令和10年度までの整備計画

### 1 待機児童解消のための整備計画

待機児童の解消に必要な受入可能児童数（※）を確保するため、前述した整備方針に従って、次のとおり放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブを計画的に整備する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用ニーズ	12,800	13,719	14,365	14,989	15,360	15,750
受入可能児童数	13,312	14,678	15,587	16,187	16,595	17,083
居場所事業	0	238	982	1,941	2,715	3,816
（施設数）	(0)	(4)	(13)	(25)	(36)	(48)
民設クラブ	9,519	10,739	11,356	11,596	11,730	11,535
（施設数）	(234)	(252)	(268)	(274)	(278)	(274)
公設クラブ	3,793	3,701	3,249	2,650	2,150	1,732
（施設数）	(74)	(70)	(62)	(52)	(42)	(36)
待機児童数	333	299	230	150	50	0



※受入可能児童数＝公設放課後児童クラブの定員＋民設放課後児童クラブの定員＋放課後子ども居場所事業の利用区分2の想定登録児童数

放課後子ども居場所事業は定員を設けていないため、保護者の就労等の要件が必要な利用区分2（放課後から19時まで）の想定登録児童数分の受け皿の整備が必要として定義している。

※学区によっては定員の弾力化や利用ニーズが受入可能児童数を下回っていることで、受入に余裕があるクラブがあるため、利用ニーズと受入可能児童数の差し引きと待機児童数は一致しない。

## 2 事業ごとの整備計画

### (1) 放課後子ども居場所事業

導入時期	学校名	校数
R6. 4. 1	栄小、鈴谷小、岸町小、新和小	4校
R7. 4. 1	七里小、与野本町小、針ヶ谷小、常盤小、大谷場東小、中尾小、道祖土小、尾間木小、上里小	9校
R8. 4. 1	植竹小、芝川小、大砂土東小、大和田小、神田小、大久保小、上木崎小、本太小、文蔵小、三室小、大門小、西原小	12校
R9. 4. 1	馬宮東小、春野小、大戸小、中島小、辻南小、美園小、東岩槻小	7校

### (2) 民設放課後児童クラブ

開設時期	学区名	箇所数
R6. 4. 2～ R7. 4. 1	指扇小、大砂土小、大宮南小、春岡小、大谷小、西浦和小、仲町小、北浦和小、大東小、仲本小、沼影小、浦和大里小、向小、大牧小、美園北小	15箇所
R7. 4. 2～ R8. 4. 1	指扇小、指扇北小、宮原小、大宮東小、海老沼小、島小、与野西北小、西浦和小、木崎小、浦和別所小、美園北小	11箇所
R8. 4. 2～ R9. 4. 1	最新の利用ニーズ等を踏まえて検討を進め、令和8年度上半期を目途に整備学区を決定し、内容を更新する。	8箇所

※事業ごとの整備計画については、最新の利用ニーズの推計等に基づく整備計画の見直し後に、内容を適宜更新する。

※「1 待機児童解消のための整備計画」の図表は、令和6年度に策定した第3期さいたま市子ども・青少年のびのび希望プランで記載した放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策に基づく推計数値のため、最新の利用ニーズ等に基づき毎年更新する上記整備計画とは数値が異なる場合がある。